

がんばってまーす

公害解決を通して「散居村」を守る



富山県砺波市市民生活課主事

さわべ だいすけ
沢辺 大輔

砺波市は、富山県西部砺波平野の中央に位置する人口約47,000人のまちです。チューリップ球根の生産が盛んで、出荷量は日本一を誇っています。春の大型連休中に開催される「となみチューリップフェア」は市の一大イベントで、県内外からの観光客で大きく盛り上がりま

す。砺波平野には家と家が50～100m離れて点在している散村が広がっており、この景観が市の見どころの一つです。およそ220km²の広さに約7,000戸を超える規模であり、国内最大級といわれています。この成り立ちは、それぞれの農家が自分の周りの土地を開拓して米作りを行ってきたことに由来します。自分の家の周りに農地があることで、田植え後の朝夕の水の管理、施肥などの管理、刈り取ったあとの稲の運搬など、日常の農作業が効率よく行うことができました。



富山県指定有形文化財「入道家住宅」

また、その家の周りがある屋敷林は「カイニョ」と呼ばれ、冬の冷たい季節風や吹雪、夏の日差しなどから家や人々の暮らしを守ってきました。落ち葉や枝木などは毎日の炊事や風呂焚きの大切な燃料として使用され、樹木は家を新築する際の建材や様々な生活道具の用材として

も利用されました。このような自然と共生する生活はSDGsの観点からみて重要ですが、電気やガスの普及で落ち葉を燃料として利用することもなくなり、落ち葉や枝の処分に困るという声が聞かれるようになりました。

そのため、本市では野焼きが大きな課題となっています。野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されているわけですが、屋敷林を持つ市民が剪定枝や落ち葉を処分するために野焼きをしてしまうケースがたびたび見受けられます。周囲に住む市民からは、「煙で窓を開けられない」「洗濯物に臭いがついて困る」という声があがる一方、原因者からは「軽微な焼却だから大丈夫なのではないか」「農業を営むうえで必要最小限の焼却だ」として問題ないといった主張がなされることもあります。

こういったケースで原因者に指導を行う際、まずはっきり野焼きは原則禁止されていることを伝え、周囲の方に迷惑がかかること、火事等の危険があることをきちんと理解していただくように意識しています。また、野焼きにより罰則を受ける可能性があることも伝え、原因者にとって不利益にならないために指導している点も伝えると理解を示してくださることが多いです。

さらに、近年は市全体で屋敷林の保全に取り組んでおり、野焼きの根本原因を解決する取り組みをしていることを説明し、原因者とともに解決方法を考える機会となるよう心がけています。進めている取り組みは大きく3つあり、そ

の1つ目は「落葉等専用ごみ袋」です。庭の落ち葉や小枝等を燃えるごみとして排出しやすくするための専用ごみ袋で、利用者の負担軽減のため、燃えるごみ専用袋より安価に販売しています。そして、収集したものは、将来木質バイオマスエネルギーとして活用することを目指し、検討しています。2つ目は、「軽四トラックやパッカー車による剪定枝戸別回収の実施」です。主に、自ら剪定枝を運搬処理できない世帯の支援として実施しています。3つ目は、「剪定枝リサイクル大作戦」です。市民が無料で剪定枝を持ち込むことができるイベントで、持ち込まれた枝はバーク堆肥にリサイクルしています。令和4年11月に実施した際には、2日間で延べ2,000台の車両が訪れ、204tの枝が集まりました。



剪定枝リサイクル大作戦

また、大気汚染の面で、近年トラブルが見られるようになった身近なものに「薪ストーブ」があります。薪ストーブのような木質バイオマスストーブは、家全体を暖めることができる、持続可能な社会に貢献できるといったメリットがある一方で、不適切な利用によって大気汚染や近所とのトラブルにつながる事例があります。気温が低下し暖房が必要となる12月ごろ、住宅街の市民から薪ストーブについての相談を受けました。近所の人に薪ストーブがあり、においが気になるので、適切に使用しているかを確認してほしいとのことでした。現場に向かい所有

者に話を伺ったところ、乾燥していない薪を燃やすことがあったということが分かりました。

「今年初めてストーブを導入した。薪の管理については理解が足りず、申し訳ない」との言葉をいただき、相談者に伝えたところ理解を得ることができました。今回はひとまず解決することができましたが、今後も同様のトラブルが起こる可能性はあるため、引き続き注意を促していく必要があると思います。木質バイオマスストーブに関しては、法的な規制や基準があまり整備されていないため、相談者と原因者の両者から丁寧に話を聞いたうえで、一緒に物事を解決していこうとする姿勢が特に重要だと思います。規制や基準といった明確なゴールが見えにくい以上、両者にとっての落としどころをどこに設定するのか、試行錯誤を繰り返していくしかないと考えています。

大気汚染に限らず、困りごとを抱えた市民が毎日当課にいらっしゃいます。その困りごとは多様で解決するのは難しく見えることが多々ありますが、何らかの方法があるはずだと信じて業務に取り組んでいます。上司、同僚、県公害担当の職員の方など、様々な方からアドバイスをいただき、なんとか日々の業務に取り組んでいます。今後も、公害苦情を解決するために市民の困りごとに向き合う姿勢、公害苦情の根本原因を取り除くために自治体として必要な取り組みを行う姿勢、この両面で自分にできることから取り組んでいきたいと思っています。ともにがんばりましょう。



よたか
となみ夜高まつり

富山県指定無形民俗文化財
「出町子供歌舞伎曳山」
でまちこどもかぶきひきやま